

公募型プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

郡山市長

住 所

事業社名・団体名

代表者職氏名

電 話 番 号

令和 年 月 日付けで募集のありました郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務の提案について、募集要領の内容を十分に理解しましたので、参加資格要件等に関する資料を添えて、参加を表明します。

また、下記の誓約事項及び提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、本表明書の提出後において、当該誓約事項に反することが判明したとき又は該当する事態になったときは、速やかに申し出るとともに、郡山市が行う措置について何ら意義ないことを誓約します。

記

1 誓約事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定。）及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。）並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本業務の目的を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- (6) 過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間）に、国及び地方公共団体、又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び第2条第5項に規定する者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる団体（事業協同組合など）とその種類及び規模がほぼ同程度の契約を締結し、履行完了した実績があること。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。